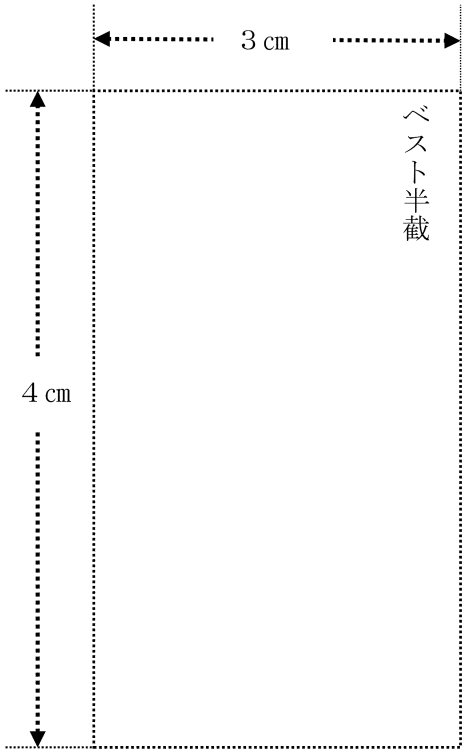
別表第三号を次のように改める。

別表第三号（第二条関係）

写真の規格



（備考）

一　写真は脱帽して上半身を写したもの（申請者の申出により、都道府県知事が、宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭が分かる範囲で頭部を布などで覆うことを認める場合を除く。）であること。

二　身体障害者手帳申請の時から一年以内に撮つたものであること。ただし、特別の事情があるときであつて、その写真によつて本人を認識する上に支障が無いときは、この限りでない。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和二年四月一日から施行する。

（身体障害者福祉法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

2　この省令の施行の際現にある旧規格による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。